

第161回 大阪市外郭団体評価委員会

日時：令和2年8月4日（火）

開会 午後2時00分

○【小松法人担当課長】 定刻になりましたので、第161回大阪市外郭団体評価委員会を始めさせていただきます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、以後の議事進行につきまして、阪口委員長をお願いいたします。

阪口委員長、よろしくお願いいたします。

○【阪口委員長】 本日、全員そろっていますので、会議は有効に成立しているということです。

それから、本日の議題は、いずれも公開で行うということになっています。

それでは、最初の議題について、事務局から説明をお願いします。

○【小松法人担当課長】 それでは、御説明させていただきます。

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第1項の規定に基づく令和元年度経営評価につきまして、同条第4項の規定に基づき諮問いたします。

詳細につきまして、法人担当課長代理、小山から御説明させていただきます。

○【小山法人担当課長代理】 それでは、御説明をさせていただきます。

資料といたしましては、まず、経営評価結果業務フローという資料、PDFファイルのほうを御覧ください。また、参考に併せまして規程集を置かせていただいておりますが、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例も併せて参照していただければと思います。

まず、条例に沿った制度に関して、改めて御説明のほうをさせていただきますと、条例の第7条のところで、まず、市は外郭団体に対して経営評価、団体の自己評価を行って、その結果を市、所管所属に報告するよう求めるということが7条1項で載ってまして、7条3項のところで、団体は報告を求められたら経営評価、自己評価を行

って、その結果を市長に、大阪市の所管所属に報告しなければならないというふうになっておりまして、それを受けまして、7条4項のところで、団体から報告された経営評価の結果について所管所属のほうで審査を行いまして、評価委員会の意見を聞いた上で、大阪市として評価を行って、その結果を団体に通知するという流れになっておるところでございます。その辺りのところをフロー図のところでは順番に、中ほどの助言等がない場合はここまでとか書いているあの辺りまで、上のところからあの辺りまでの、条例7条の1項から4項までの流れということになっておりまして、特に今回、本日諮問させていただくのは、この4項の部分で、特に黄色い色づけにさせていた部分、この部分で諮問という形でさせていただきますので、御意見をいただければというふうに思っております。

前回、前々回の評価委員会におきまして、御審議はいただいておりますところではあるんですが、ちょっとその際に私どもの説明の仕方がまずくてといいますか、拙くて、旧制度に基づく経営評価ですので、御意見をいただく内容といいますか、御意見をいただくようなところは、あまり存在しないのではないかという意味では申し上げたかったんですけども、制度として意見を言えないとか、言うことになっていないとかいうことではなくて、むしろ制度としては御意見を頂戴しないといけないということになっておりまして、その辺ちょっと伝わりにくい説明をしてしまいましたので、今回改めてフローを御説明させていただくとともに、諮問書という形で資料のほうも御用意しておりますので、再度御審議をいただきまして、御意見をいただければというふうに思っております。

あと、もう1点、ここで併せて御説明をさせていただきたいことがありまして、ちょっと資料としてはないんですが、経営評価の対象とする法人の範囲のことについてなんですが、これまでは条例の第7条第1項に基づきまして経営評価を、自己評価を行って、報告を求める対象というふうにしてましたのは、事業年度終了後に報告を求める時点で、外郭団体として市規則に定められている法人という取扱いをしております

した。ですから、報告対象年度に外郭団体として事業活動を行っておりましても、翌年度に報告を求める際に外郭団体の指定解除が既に行われて、市規則から落とされているような法人については報告を求めているという取扱いをこれまでしてました。このような運用を行ってました理由は、外郭団体の指定解除が行われて、市規則から削除される団体といいますのは、これまでは全て大阪市の関与が見直されて関与が解消された団体でありましたので、報告を求める時点で本市の関与が解消されていて、言わば、俗っぽい言い方ですけども、縁が切れてるような団体ということで、本市がその経営内容に関わる必要性がなくなってきたておりまして、本市の影響力がないために、報告を求めることが事実上困難であったということでそういう取扱いをしてきております。ただ、今回、令和元年度に外郭団体として事業活動を行っていた法人で、令和2年の4月1日から、新制度のもと、外郭団体として指定を行わず、市規則から削除された法人たち、便宜上見直し団体という言い方をさせていただきますけれども、こういった見直し団体につきましては、これまでのような本市の関与が解消されて指定解除された、市規則から削除された団体ではなくって、外郭団体の指定基準が行政目的達成という観点から見直されたことによるもので、現在も監理対象出資法人として本市が影響力を有しているということで、ちょっとこれまでの理由は当てはまらないというふうに考えております。

また、これに加えて、現在は監理対象出資法人となっております、いわゆる見直し団体につきましても、令和元年度の間は本市として旧の評価指針に基づき、団体の経営の自立という観点からの監理を行ってきておりましたので、本市の出資、出捐関係が継続していることに鑑みれば、本市として経営評価をする必要性が全くなくなるというわけではないということで、こういったこともありまして、これらの見直し団体に係ります元年度の経営評価の必要性について、ちょっと検討のほうはさせていただいたところではあるんですが、令和2年度から実施しております新たな外郭団体への関与の仕組みといいますのは、それまでの外郭団体監理の大きな目標でありま

した団体の経営の自立化については改善が進んできたということを踏まえまして、提言を頂戴して、外郭団体の本来の目的である本市の行政目的の達成について、より効果的に監理することを目指したものであります。ですので、団体の経営の自立化が進んできたという前提に立つ一方で、見直し団体について、従前どおりの経営の自立という観点からの経営評価を行う必要性はさほど高いとはなり得ないのかなというふうに考えております。

また、経営評価はP D C Aを回していくためのものでございまして、評価結果、いわゆるCの部分ですね、チェックの部分で次の事業経営、アクション、Aの部分に反映していくという観点から見ました場合、令和2年度の監理対象出資法人である見直し団体の監理といたしますのは、令和元年度の経営評価結果を踏まえたものというよりは、本市との関係の適正性といった観点からのものということになって、本市としての評価結果が監理に直接つながっていくようなものではまずないということで、一方で、経営評価に当たりましては、団体の事務や所管所属の審査事務の負担等についても考慮する必要がある、こういったことを勘案いたしまして、効率的、効果的な事務の執行の観点から、元年度の経営評価につきましては、見直し団体は対象としないこととしたいと考えておりまして、一旦先ほどの諮問書に添付のファイルからも、前回、前々回の委員会での御提示もそうなんですけれども、見直し団体の分については、特に帳票のほうは、つけておらないという状況でございます。

対象については以上でございます。

あと、前回の評価委員会のところで、阪神国際港湾のところで、目標の達成度のところと、あと、市の審査、評価のところで、ちょっと不備があるといいますか、いうようなお声もございましたので、本日はこの後、阪神国際港湾の所管所属である港湾局に、お越しいただいておりますので、ヒアリングもした上で、最終的な答申っていうことをまとめていただきたいというふうに思っておりますし、また、先ほど御説明をさせていただいた対象の取扱いについても、これで問題ないかどうかということに

についても御意見といたしますか、いただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○【阪口委員長】 まず、対象ですけど、今の説明でよろしいですか。まず、そこを先に決めないといかんし。従前と少し説明の仕方が違うわけだけども、まあいいかということなのか、いやいや、これはやっぱりちゃんとやらないかんでという。

いかがですか、御意見何かあれば。特になければ、そのままということになると思うんですけど。じゃあ、そこはまず、対象はそういうことで。

あと、阪神さんに関しては、まず、フローは頂いてるフローに沿ってということなので、答申を何か、ないならないでいいんですけど。阪神さんに関しては、今からまたヒアリングしますので、そこでちょっと前回の疑問点なんかは当然聞いた上で、何か今の段階で、ちょっとここはどうなのとか確認しておきたいことがあればと思いますけれども。港湾局に入っていていただいてよろしいですかね。じゃあ、港湾局のほう、お願いします。

○【阪口委員長】 それでは、阪神国際港湾の令和元年度経営評価、外郭団体による自己評価結果及び本市の審査結果について、所管所属から御説明をお願いいたします。

○【港湾局】 港湾局港湾再編担当部長の望戸でございます。

それでは、阪神国際港湾株式会社の令和元年度経営評価結果報告について御説明いたします。よろしくお願いいたします。

最初に、基幹航路の維持・拡大の戦略目標を達成するための3つの成果測定指標について御説明いたします。

基幹航路等外航コンテナ定期航路の新規誘致については、平成29年度からの累計数値としまして、5航路を目標としておりましたが、平成30年度実績2航路から、令和元年度に新たに1航路を上積みし、計3航路という結果になっております。国際フィ

ーダ寄港便数の新規誘致については、こちらも平成29年度からの累計数値になりますが、新たに上積みができず、結果として2便のままとなっております。外内貿コンテナ貨物取扱量の増加分については、こちらも平成29年度からの累計数値になりますが、平成30年度実績と同様の34万TEUを令和元年度の目標としておりましたが、若干目標を下回る31万TEUとなっております。

以上の指標につきましては、目標未達成となっておりますが、その原因について御説明いたします。

順序は逆になりまして、上から3番目の成果測定指標の外内貿コンテナ貨物取扱量の増加分から説明させていただきます。本指標につきましては、近年の中国、東南アジアの好景気やインセンティブ政策の強化等により、平成29年度、平成30年度と中期経営計画の目標値である20万TEUを上回る34万TEUの実績を上げたことにより、令和元年度は相当高い水準の目標値となっております。しかしながら、令和元年度においては、中国の経済成長率の低下や米中貿易摩擦により、中国との貨物量が多くを占める大阪港におきまして、多大な影響を及ぼしました結果、31万TEUの実績となっております。平成29年度に設定した中期経営計画上の目標値が20万TEUであることを考慮しますと、令和元年度の実績については1.5倍の数値であり、目標には若干届いていないものの、十分評価できる実績と考えております。

次に、基幹航路等外航コンテナ定期航路の新規誘致が目標を下回る結果となりましたのは、近年、特に顕著になっております港湾の潮流としまして、輸送コスト削減のため、コンテナ船の大型化や船会社間での世界規模の戦略的協定でありますアライアンスの進展、国際基幹航路の寄港地の絞り込みが一層進行し、新規誘致が困難になっていることが主な原因となります。これらの厳しい状況の中、令和元年度は1航路の増という実績であることから、一定の評価はできるものと考えております。

また、国際フィーダ寄港便数の新規誘致が目標を下回る結果になりましたのは、背景として、先ほど申し上げましたように、輸送コスト削減のため、船舶の大型化に伴

う便数の減少傾向があります。当社設立後、国内最大級の内航コンテナ船の阪神港の就航という成果はあるものの、今後、便数の確保に向け、取り組んでももらいたいと考えております。

荷役機械の整備・更新及び安定的な経営の実現の戦略目標の成果測定指標につきましては、17基の整備目標に対し17基、29億円の利益準備金の確保に対して33億円と、いずれも目標を達成しており、十分な評価ができると考えております。

以上により、全体的には82点を確保しており、評価できるものと考えています。新型コロナウイルスの影響等、予想されなかった課題も発生しておりますけれども、団体の目標の達成が本市行政目的の達成に大きく寄与するものであることから、今後、特に基幹航路等外航コンテナ定期航路の新規誘致や国際フィーダ寄港便数の新規誘致といった目標の達成に向けて取り組んでももらいたいと考えております。

説明は以上です。

○【阪口委員長】 ありがとうございました。

それでは、各委員から御質問、御意見お願いできますでしょうか。

はい。

○【清水委員】 すみません、何度も聞いてたかとは思いますが、ちょっと再度になるかもしれませんが、この経営評価の当初の目標設定のときに、令和元年度目標が29年度からの累計で設定されたというのは、その背景というか理由をちょっと失念してますので、もう一度御説明いただければと思います。

○【港湾局】 お答えをいたします。

基幹航路の分につきましては、今回の中期目標期間内に全部で5本航路を取りたいということで設定させていただいたということで、その各年度については、それほどこだわりというか、期間内で5件という形で考えておりました。2つ目の国際フィーダ寄港便数についても同様の考えで、期間内に10本というふうに考えております。最後の3つ目の外内貿コンテナ貨物取扱量の増加分については、29年度と比較してどれ

だけ増えてるかということですので、そういう数値の書き方をさせてもらいました。

よろしくお願いします。

○【港湾局】 　少し補足しますと、中期経営目標、中期経営計画のような、例えばコンテナ定期航路で5件ということですが、毎年毎年増えるというのではなく、かなり努力をした結果、急に増えたり、いろいろなそういうようなこともありますので、この期間中に5航路というようにことを目標に掲げているものでございます。

○【阪口委員長】 　ほかの先生はいかがですか。

○【野村委員】 　今のとの関係で、下の荷役機械の整備・更新ですとか、安定的な経営の実現の項目は、これは26年度からというのは、すみません、なんのことでしょうか。

○【港湾局】 　こちらのほうは、ここ記載してますように、26年度からの数値の累計で、荷役機械につきまして、ガントリークレーンなんですけども、それを合計で何回整備したかというところで、26年度から整備したものを積み上げた数字を記載させていただいてるところで、30年、15となっているところを令和元年実績で17となっていますので、2基の上積みをしていただいたという形になってございます。以上です。

○【野村委員】 　これは何で26年からにしたんですか。

○【港湾局】 　H P C 自体が26年の10月に出来上がった会社ですので、当初の計画から、スタートからということ。

○【野村委員】 　分かりました。

○【阪口委員長】 　ほかの委員、いかがですか。

じゃあ、すみません、阪口から。もともとそういうあれですか、ごめんなさい、平成29年からの累計で、5とか10っていう非常に長いスパンで立てなきゃいけない、しかしながら、実際、実績で結局数年間かけて3とか2とか、こういう感じになってくわけですね。それぐらい非常に難しい、時間がかけないとできないものなのか、し

かし、それは一応高い目標立てて17、例えばこの国際フィード寄港便数であれば10という比較的高い目標を立てただけで、長い時間かけたけど結局うまくいかんかったと、こういう整理になるんですかね。

○【港湾局】 そのとおりです。

○【阪口委員長】 これってあれなんですかね、制度が前の制度なんであれなんですけど、単年の問題じゃないものを無理に単年の評価にしてるっていうことなんですかね。

○【港湾局】 この経営評価の制度にのせていくためには、こういうような表に従って記載しておりますけれども、中期経営計画では29、30、31というのが中期経営計画の年度の3年間ですので、そこで達成されるべき目標というのはございまして、それを目標に掲げてますので、ちょっと累計の数字にさせていただいたということでございます。

○【阪口委員長】 中期経営計画全体から見ると、まあ言うたら、10のものが2つて言われたら普通はかなり低い評価になるじゃないですか、結論からいうとね。しかし、この評価、助言でいくと、まあ仕方ないねというような感じの、10と2という数字だけ見ると、評価として甘過ぎるというふうに一般的には思われると思うんですよね。それで前回、ちょっとこの評価は甘過ぎんじゃないのという趣旨も含めて、ちょっと聞かせてもらおう、こういうことになったんですね。

ですから、今の御説明でいくと、そもそも10と2というものを今年度で見ると確かに10と2なんだけども、もう少し長いスパンで物を見ていくと、逆に言うと、過去の年度、去年度、おとしし年度、令和元年の前だから平成30年度、29年度とそれぞれ達成してないから、いかにも今、2と10みたいに見えてしまってる、こういうことになるんですね。しかし、逆に言うと、長い時間かけてずっと失敗し続けたとも評価できるんだよね。より責任が重たいとも見える。どちらの評価もできるわけで、だから、そこは外郭団体として公益の観点で監理していくということであれば、やはりある程

度長い時間をかけたんだけど、結局うまい成果は上がらなかった。10に対して2とか、5に対して3とか、コンテナ数のほうはまだあれですけども、取扱量とかもね、34と31、まだあれですけど。ちょっとそこはやはり、そもそもそういう長い時間かけたけどうまくいかなかったこと自身について、やはり監理なのか、もちろん外部要因も大きいと思いますけど、そういう自身に関して、やはりもう少し評価を厳しく見なきゃいけない面があるんじゃないのかなとは思う。もちろん事情はあるからね、仕方ない面はある。先ほどおっしゃっていただいてる、いろんな外部要因も大きいので、仕方がない面があるんだけど、ちょっとこの評価、そういう長い時間をかけたけど、結果うまくいかなかったんだ、しかし、それは別に今年度悪かったわけじゃなくて、過去数年間ずっと悪かったっていう、そのところについての反省というか、評価というような、それをちょっと本来は書くべきなんじゃないのかなと思いますけどね。

○【港湾局】 おっしゃっていただけてますように、確かに長い間かけて達成できてないというところがありますので、目標達成できたのはゼロということで、そのこの項目については認識しております。ちょっと説明で申し上げましたように、輸送コスト削減ということで、今までの船がどんどんどんどん大型化して行ってまして、どこまでいくか分からないぐらい大きく大きくなって行って、1回に運ぶ量を増やすことで、船というのはそれほど、船が大型化しても浮いてますから燃料的にはあんまり変わらないというのがありますから、大きくするほど得になるというのがありますので、世界的にはそういう流れになってまして、近年それが急激に進んでますので、なかなか、便数は減っていますけれども、船としては大きくなっているというのがあります。

○【阪口委員長】 いかがですか。聞いてますと、そんなもんかなと。

○【清水委員】 質問です。

○【阪口委員長】 どうぞ。

○【清水委員】 国際フィーダ寄港便数の新規誘致のところなんですけれども、これは国の補助制度との関係で、インセンティブ、経営評価の報告書の書類のほうに書

いてるんですけど、国の補助との関係で未達っていいですか、目標が未達成であることに関しては、特段の影響はないのか、それに対して何かコメントしておく必要はないのかっていう点についてはどうでしょうか。

○【港湾局】 確かに国の補助事業としてやってるものではありますけれども、特段国に対しての達成結果の報告みたいなものを、この外郭団体のこの場の報告として上げておく必要はないと考えています。

○【清水委員】 補助の内容と実績ってというのは、あまり直接的な関連性はないということですか。

○【港湾局】 補助のメニューがよくなかったから実績が上がらなかったとか、そういうことではないです。

○【阪口委員長】 後でまた中期目標についてやりますよね。そこで、多分そちらの議論と関係する問題がいっぱいあるので、そちらのほうはそちらのほうで議論するということで、取りあえずこの、今の令和元年度の経営評価そのものについては、質問、意見はよろしいですか。よさそうですね。

じゃあ、令和元年度経営評価そのものについての質疑応答としては、一旦終わりと
いうふうにさせていただきます。ありがとうございました。

○【阪口委員長】 今みたいな問題がある中で、かつ、制度上は過去のあれなので、今度の、次の中期目標のところで意見を述べる、今ここで何か意見を述べるというのは何か、どうしますかね。甘いつとか言って、もともと設定の仕方がちょっとつていうことになるんですかね。問題の設定自身が、無理があったわけじゃないけど、長いことうまくいってなかったっていう。諮問されてるので、答申として何か答えを。問題ないなら問題がない、特に異存がないっていうんであれば、承りましたっていうふうになるし、ちょっと評価が甘いんじゃないのというんであれば、ちょっと評価が甘いんじゃないのっていうようなことを書くか。

○【清水委員】 結局、ガントリークレーンの更新と利益剰余金でウエイトが高く

70、もともとそういう配分で、評価の全体が甘いついていう。結局、配分の問題になって。それは旧制度の評価に関してなので、ちょっとね。

○【阪口委員長】 言いにくいんだよね、はっきり言うとなね。

○【清水委員】 多分市民目線というか、外部の目からこれが、ホームページ等で見られたときに、例えば会社法でいうところの、会社の対処する課題が毎年内容同じようなこと書いてるような会社があったとしたら、それ株主から毎回毎回同じ課題ばかりかと。

○【阪口委員長】 そうだけど、しかし、そういう会社はいっぱいありますよね、正直言うと。

○【清水委員】 あるある。だから、ちょっとそれに似てるかなというふうに思うんです。頑張っておられるんですけど、結果的に出てきておりまして、そこに対してどういうふうな指導というんですかね、それをしていくのか。

○【阪口委員長】 業界全体がそうだっていうときには、当然課題はみんな同じで、かつ、その課題はいつまでたっても改善できないっていうのが、そんな会社いっぱいありますよね。だから、問題の所在は世界との戦いで外部要因が大きいので、自分の努力でどうにもならんっていう部分も大きいという面があるので、課題を同じこと書き続けなきゃいけないっていう、それに近いですよ、おっしゃるとおり。

もうそのまま無しでいしましょうか。特に指摘する事項はないっていう答申なのか。

○【小山法人担当課長代理】 表現また提示させていただきますけど、だから、阪神国際港湾も含めて、全ての市の外郭団体について特段問題がないといいますか、そういうニュアンスで。

○【阪口委員長】 いただいてる、別に阪神国際港湾に限らず、全体について、特にコメントを付さないと、特に異存はないという、表現はちょっとまた考えてもらいますけど、指摘すべき事項はないという、そういう形で取りあえずさせていただいて、

実質のところは次の中期目標のところ、ちょっとどうなのという議論になるのかな。

じゃあ、それで進めさせてください。

じゃあ、これで、こちらの令和元年度経営評価としてはそれで済みましたので、次に、それでは、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱に基づく中期目標の制定について、この案件について事務局から御説明をお願いします。